

◎議案第34号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君）日程第4、議案第34号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君）議案34号、ページ数は議の34-1をお開きください。それでは議案34号白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町立保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

次は34-2、議案説明です。

児童福祉法の一部の改正に伴い、保育所の設置目的規定が改められたほか、子ども・子育て支援法が平成27年4月に施行されることに伴い、利用者負担額の徴収に関する規定を条例で定める必要があり、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議ください。

白老町立保育所条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定による保育に欠ける乳児、幼児その他の児童の保育施設として白老町立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条の規定による保育を必要とする乳児、幼児その他の児童の保育施設として白老町立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。</p>
	<p>(利用者負担額)</p> <p>第5条 町長は、法第24条第1項の規定により保育を行ったときは、保護者又は扶養義務者から保育料として利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 前項の利用者負担額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として、規則を定める。</p>
	<p>(利用者負担額の減免)</p> <p>第6条 町長は、特別な事情があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別にこれを定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別にこれを定める。</p>

○議長（山本浩平君）ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑あります方はどうぞ。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 34 号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。